

補助金調書

補助金名	(公財)九州大学学術研究都市推進機構事業費補助金			担当課 (連絡先)	住宅都市局跡地活用推進部九大移転調整課 (TEL 711-4358)	
交付先	<input type="checkbox"/> 団体	(公財)九州大学学術研究都市推進機構		区分	その他の補助金	
交付先決定方法	<input type="checkbox"/> 非公募	(公募の場合) 公募時期				
(公募の場合) 応募要件						
(非公募の場合) 非公募の理由	当該補助事業を実施し、補助目的である「九州大学学術研究都市構想」の推進を達成し得る団体が限定されているもの。					
補助開始年度	平成16	年度	経過年数	15	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	(公財)九州大学学術研究都市推進機構(以下、「推進機構」という。)は、九州大学の移転を契機とした「新しい学術研究都市」の形成に向け、地元経済界、九州大学、福岡県、福岡市及び周辺自治体等から成る九州大学学術研究都市推進協議会において策定した「九州大学学術研究都市構想」を推進するため、平成16年度に産学官(地元経済界、九州大学、福岡県、福岡市、糸島市)の連携により設立された団体であり、当該補助金は、構想の実現に向けた機構の事業実施に必要な経費を補助するものである。					
補助金の終期	平成32	年度	延長回数	1	回	
終期を延長する 理由	補助対象事業者である推進機構は、九州大学の移転を契機とした新しい知的拠点を想像することを目的として設立された組織であり、九州大学の移転完了が平成30年度であること、新しい知的拠点である学術研究都市の熟成には長期の期間を要することから、推進機構への補助は継続する必要がある。					
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	<input type="checkbox"/> 構造の対象となる経費は、推進機構の事業の実施に必要な経費とし、補助金の額は、市長が予算の範囲内で認める額とする。補助対象事業は以下の通り。 (1)広報活動事業 (2)研究開発支援事業 (3)産学連携交流支援事業 (4)立地支援事業 (5)その他必要な事業					
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】					
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度		前年度	前々年度	前々々年度	
	件		1 件	1 件	1 件	
	17,486 千円		17,330 千円	17,395 千円	17,248 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	(1)広報活動事業 ・セミナーや説明会等の開催 ・国等への要望活動、多様な媒体による九大学術研究都市情報の発信 など (2)研究開発支援事業 ・有機光エレクトロニクス等の最先端研究プロジェクトの活動支援 など (3)産学連携交流支援事業 ・九大学研都市産学連携推進会議の開催 など (4)研究機関等の立地支援事業 ・学術研究都市エリアへの誘致に向けた企業訪問、現地説明会の開催 など					
補助金交付 による効果	推進機構に補助金を交付することにより、産学官それぞれが持つノウハウを一体的に機能させつつ、九州大学の研究者との密な連携による研究プロジェクト支援や伊都キャンパスを中心とするエリアに特化した企業誘致などの専門的な業務に機動的かつ柔軟に取り組むことが可能となる。					

※1: 金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。